

○ 農地法第3条許可事務の流れ

農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

三原市農業委員会では、申請書の受付締切り日（毎月10日、閉庁日は前日）から許可書の交付（25日の翌日、閉庁日は翌日）までの事務処理日数18日を目標に、迅速な許可事務に努めております。なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ

申請についての相談	※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。 [住所：三原市港町3丁目5番1号、 TEL：0848-67-6144]
申請書の記入	※ 申請内容に応じて申請書（農業委員会にあります。）をご記入いただきます。 なお、記入に当たっては別添の記入例（P.18）をご参照ください。
必要書類の入手	※ 別添の必要書類一覧表をご参照ください。 なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。
申請書提出前の再確認	※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。 申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。
申請書の提出／受付	※ 農業委員会事務局又は各支所産業建設課へ申請ください。 ※ 「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますので、許可書の交付までの流れをご確認ください。

農業委員会等の流れ（申請書の受付から許可書の交付までの事務に要する平均の事務処理日数は、18日です。）

申請書の提出／受付	※ 申請書の提出締切り日は、毎月10日（10日が土日祝日の場合は前日です。）です。
申請内容の審査	※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。 また、現地調査を行います。
農業委員会総会	※ 農業委員会総会は、毎月25日（25日が土日祝日の場合は前日です。）に開催します。毎月10日までに受け付けた申請を審議します。 ※ 農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。
許可書の交付	※ 電話連絡しますので、農業委員会事務局又は各支所までお越しくください。 事務局受け取りの場合：総会開催後、翌日に交付します。 支所受け取りの場合：総会后、翌々日に交付します。 （受け取り日が土日祝日の場合はその翌日です。）